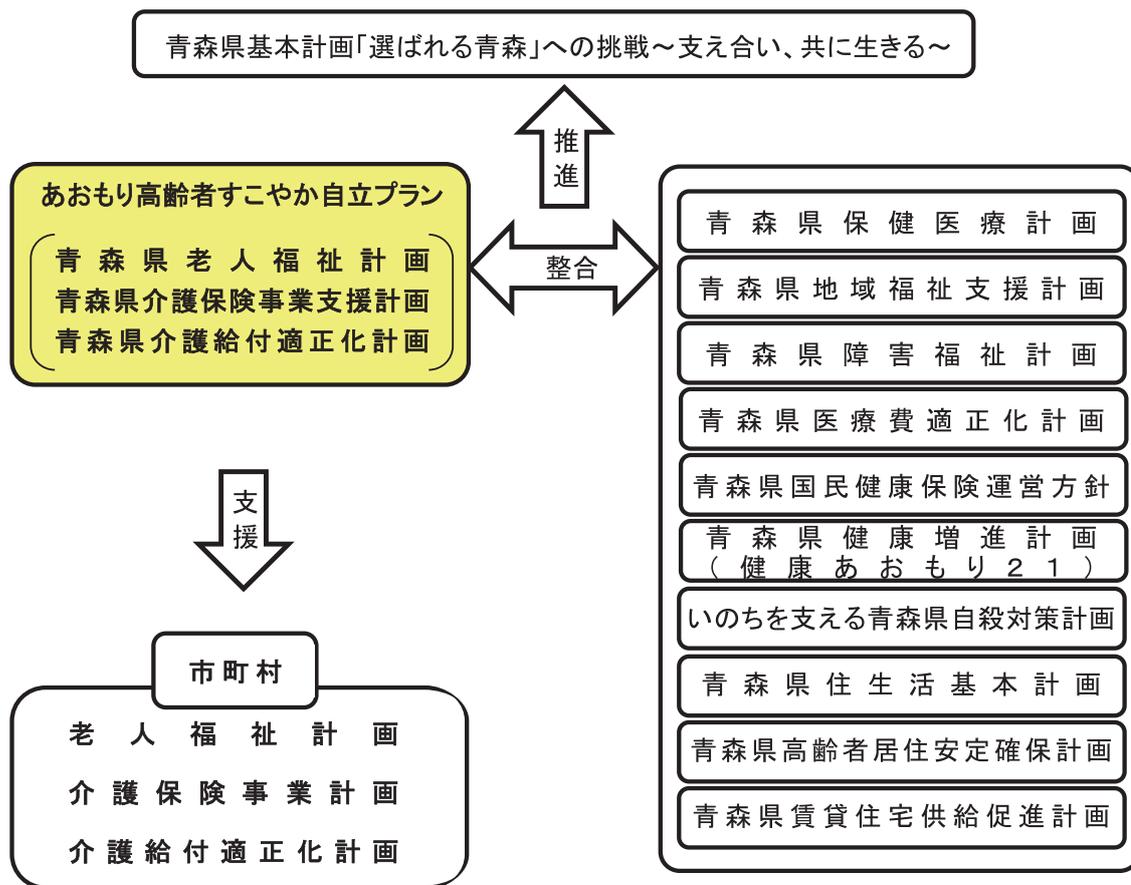


I はじめに

1 プランの位置づけ

- (1) 県内市町村の老人福祉事業の供給体制を広域的に支援するための計画である青森県老人福祉計画（老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項）と、県内市町村の介護保険事業の運営を支援するための計画である青森県介護保険事業支援計画（介護保険法第 118 条）及び青森県介護給付適正化計画（介護保険法第 118 条第 2 項第 2 号及び第 3 号）を一体的に策定しています。
- (2) 本プランは、青森県保健医療計画をはじめ、青森県地域福祉支援計画、青森県障害福祉計画、青森県医療費適正化計画、青森県国民健康保険運営方針、青森県健康増進計画「健康あおもり21」、いのちを支える青森県自殺対策計画、青森県住生活基本計画、青森県高齢者居住安定確保計画及び青森県賃貸住宅供給促進計画と一体となって、県の基本計画である「青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦～支え合い、共に生きる～」を推進するものです。
- また、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）を見据え、市町村の介護サービス見込量と、青森県保健医療計画に掲げる在宅医療の整備目標の間で整合性を図り、入院から在宅・施設へ移行する方々のサービス需要についても勘案しています。



2 プラン策定の趣旨

高齢者福祉の大きな課題である「介護」を社会全体の共同連帯により支える仕組みとして介護保険制度が2000年（平成12年4月）に導入され、約20年が経過しますが、高齢者福祉の基盤として大きな役割を果たしてきました。

その間、国において制度の持続と課題への対応のため、次のとおり3年ごとに見直しを実施されており、本県においても介護保険法の改正に伴う方向性の転換・明確化や制度の具体的な見直しに合わせ、3年に一度のペースであおもり高齢者すこやか自立プランの見直しを行ってきました。

令和2年度の介護保険法の改正は、他の社会福祉関係の法令と併せて、「地域共生社会の創造」という大きな理念の下に介護人材確保及び業務効率化の取組の強化に関する制度改正が行われており、本県においても「青森県型地域共生社会」の実現に向け、高齢者福祉及び介護保険事業を取り巻く環境の変化や本県の現状・課題を踏まえ、地域と連携して取り組むべき施策の方向性を示す計画として、あおもり高齢者すこやか自立プラン2021を策定するものです。

介護保険制度の改正の主な内容

平成18年度	<ul style="list-style-type: none">・地域密着型サービスの創設と予防給付の創設・介護療養病床の廃止決定・地域包括支援センターの創設
平成21年度	<ul style="list-style-type: none">・事業者の法令遵守強化
平成24年度	<ul style="list-style-type: none">・市町村単位での認知症対策の推進・サービス付き高齢者向け住宅制度の創設・医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスの包括ケアの推進
平成27年度	<ul style="list-style-type: none">・介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の創設・在宅医療・介護連携推進事業の制度化・地域ケア会議の設置義務化・特別養護老人ホーム入居者の限定
平成30年度	<ul style="list-style-type: none">・市町村の保険者機能の強化・介護医療院の創設・介護ロボット・ICTの活用・保健医療計画に掲げる在宅医療の整備目標と介護保険事業（支援）計画に掲げる介護サービス見込量の整合性確保

プラン全体を通じた概念

本県では、県民一人ひとりが安心して生活できる社会づくり、一人ひとりのかけがえのない命と暮らしを大事にする社会づくりに向けて、全国に先駆けて、保健・医療・福祉サービスを、必要な時に適切な内容で総合的・一体的に提供するため、関係機関が連携を図る仕組みである「保健・医療・福祉包括ケアシステム」の構築に平成9年度から取り組んできました。

令和7年（2025年）の超高齢化時代を迎えることにより社会保障をはじめとした様々な影響が生じることから、これらに対し適切に対応するため、「保健・医療・福祉包括ケアシステム」の

構築に向けた取組等による保健・医療・介護・福祉体制の充実はもとより、様々な生活機能の確保・提供体制を構築することが急務となっています。

そのため、青森県の実情やこれまでの取組の成果を踏まえ、超高齢化時代を見据え、「青森県型地域共生社会」の実現に向け取り組むこととしたところです。

「青森県型地域共生社会」とは、青森県の目指す姿として、県民一人ひとりが「地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会」であり、実現に際しては「保健・医療・福祉包括ケアシステム」に「住まい」「生活支援」を取り込むとともに、「交通」「情報通信」「セキュリティ」の地域機能を加え、さらに「地域づくり」の視点を踏まえた深化を図ることを基本的な考え方としています。

県では、「青森県型地域共生社会」の実現に向けて、企画・環境生活・健康福祉・商工労働・農林水産など、あらゆる部門が横断的に連携して取組を進めることとしています。

また、「青森県型地域共生社会」の実現を目指して取組を進めるポイントは次のとおりです。

- ・ 全国に先駆けて取り組んできた「保健・医療・福祉包括ケアシステム」を基盤とすること
- ・ 住民主体による地域づくりを進めるとともに、農山漁村の「地域経営体」をはじめとする、様々な担い手の活躍を促進すること
- ・ 地域で「経済を回す」視点を重視し、持続可能性を確保すること

本プランは、「青森県型地域共生社会」の実現に向けて、高齢者福祉及び介護保険分野における施策の基本方針として定めるものです。

